

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、長野県知事から、令和3年3月15日付けで包括外部監査人柴田博康氏から提出のあった令和2年度包括外部監査の結果に関する報告に基づき、次のとおり措置を講じた旨通知がありましたので、同項の規定により、これを公表します。

令和4年3月17日

長野県監査委員 田 口 敏 子  
 同 西 沢 利 雄  
 同 青 木 孝 子  
 同 本 郷 一 彦

1 監査の対象となった事件名  
 環境施策に関する財務事務の執行について

2 措置の内容等

項 目	区分	記載 ページ	監査の結果等（要旨）	措置等の内容
【建築物の省エネ政策】 建築物の省エネ政策への取組について	意見	74	本事業を今後も継続するのであれば、県内のインスペクションの主要な担い手に制度が十分に浸透しなかった原因を分析し、その結果を踏まえて適切な対応を図るとともに、簡易診断を促す材料として十分な情報収集に努めていく必要がある。	制度が十分に浸透していない原因については、現在分析中であり、その結果を踏まえて適切な対応を検討してまいります。 また、今年度は、多くの方に制度を知っていただけるよう、周知方法を見直しました。
【建築物の省エネ政策】 建築物の省エネ政策の成果について	意見	74	本事業の本来の目標は建築物の性能に関連するエネルギーの削減を実現することにある。建築物の性能に関連するエネルギーの削減がどの程度実現しているのか、本来の目標の達成状況に留意して事業を進めていく必要がある。	建築物に係るエネルギーを削減するため、既存住宅の改修を促す本事業は重要であると考えております。 本事業の実施に当たっては、他の施策（住宅、家庭及び事業者に対する支援策等）と連携するなど、より効果的な仕組みとなるよう検討してまいります。
【河川・湖沼等水質保全対策推進事業】 成果指標の設定について	意見	90	河川・湖沼等水質保全対策推進事業の成果指標として、河川環境基準（BOD）達成率及び湖沼環境基準（COD）達成率を設定している。 現在の成果指標である環境基準達成率を行政上の目標のひとつとしながらも、特に湖沼に関する各年度の事業の成果指標は、湖沼ごとのCOD改善状況がわかる指標や、県が独自に設定している透明度に関する指標を測定可能な湖沼に設定するなど、県が実施する事業の成果が適切に評価され、県民にわかりやすいものとなるよう検討することが望まれる。	主要湖沼の透明度の経年変化が分かる表やグラフを「令和2年度水質測定結果」に新たに掲載し、公表しました。 引き続き、県民に分かりやすい公表に努めてまいります。
【騒音・振動・悪臭対策事業】 「事業改善シート」における北陸新幹線騒音・振動対策事業に係る成果指標について	意見	106	北陸新幹線騒音・振動対策事業における成果指標は、騒音環境基準達成率とするよりも、騒音環境基準達成率未達の測定地点があった場合の県の関連機関との打合せ、働きかけの実施状況とするほうが望ましい。	事業者に対する騒音対策及び関係省庁に対する制度整備の要望状況を記載しました。 引き続き、事業者や関係省庁に対する必要な要望を実施してまいります。

項目	区分	記載 ページ	監査の結果等（要旨）	措置等の内容
<p>【騒音・振動・悪臭対策事業】 自動車騒音常時監視事業における今後の事業展開について</p>	意見	106	<p>自動車騒音常時監視事業については、今後、県が環境基準未達成の場合における市町村の取組等の情報を収集し、とりまとめ、市町村に情報提供することが可能となれば、本事業の目的達成のために望ましい。</p>	<p>市町村の取組等の情報をアンケートにより収集し取りまとめ、市町村に対して情報提供を行いました。 引き続き、市町村に対して適切な情報提供をしてまいります。</p>

監査委員事務局